

## 自治体による第一種動物取扱業の登録基準及び遵守基準の明確化への要望

- I. 平成29年度に実施した「地方自治体による動物愛護管理法の施行状況調査」(第46回動物愛護部会資料2)の各調査項目のうち、「第一種動物取扱業の登録の基準(規則第3条)及び遵守基準(規則第8条)について、明確化が必要と考える項目」の回答は、以下の通りだった。

調査対象:都道府県・指定都市・中核市(計115自治体)

回答自治体数:都道府県・指定都市(31/67)、中核市(12/48)

	明確化が必要と考える項目について	自治体数
<b>①スペース(飼育面積・高さ等)</b>		
規模(4自治体)	・施設の規模に関する規定	4
施設面積 (12自治体)	・1頭あたり飼育面積(飼育頭数に応じた面積)	7
	・面積・空間	3
	・犬猫の収容施設の規模(展示用、出産用)	1
	・動物の種類・品種や飼養数を考慮した飼養施設の広さ	1
ケージのサイズ (14自治体)	・1頭あたりケージのサイズ	11
	・犬猫のケージ等の規模(展示用、出産用)	1
	・動物の種類、月齢に応じ必要十分なケージ等の面積	1
	・犬種もしくは犬の体高・体重に応じたケージのサイズ	1
頭数(7自治体)	・飼養頭数	3
	・規模に対する頭数	2
	・従業員一人あたりの最多飼養頭数	2
施設の構造(4自治体)	・施設の構造に関する規定	4
施設と住居の区分の明確化(4自治体)	・飼養施設は事業者の住居と区画すること	4
従業者数(2自治体)	・従業員1人あたりの最大取扱頭数	1
	・従業者数の基準	1
事業所と飼養施設の一体性(1自治体)	・事業所と飼養施設の一体性の判断基準	1
<b>②設備等</b>		
洗浄・排水設備(4自治体)	・洗浄設備の基準	2
	・排水設備の基準	2
給水設備	・給水設備の設備基準	1
床	・飼養施設の床は耐水性素材であること	1
転倒防止措置	・衝撃による転倒防止措置(規則第3条第2項第七号二)	1
逸走防止策	・逸走防止策(規則第3条第2項)	1
<b>③温度、臭気、音等</b>		
騒音(2自治体)	・騒音(鳴き声)の基準	2
臭気(2自治体)	・臭気等の基準	2
アンモニア濃度	・アンモニア濃度の基準(上限値)	1
温湿度	・温湿度等の飼養環境に係る具体的な基準	1
<b>④提供物(食事、おもちゃ、散歩等)</b>		
運動時間	・運動時間の基準	1
猫の習性への配慮	・展示ケース内に猫の習性を考慮した隠れ場所、上下運動できる場所、爪とぎの設置	1
<b>⑤繁殖動物の場合の条件(妊娠可能年齢、出産回数等)</b>		
年齢	・繁殖に用いる上限年齢	1
出産間隔	・出産の間隔など	1
<b>⑥社会的環境(同種個体との接触、多種動物との接触等)</b>		
<b>⑦その他</b>		
動物取扱責任者の資格要件 (24自治体)	・保有すべき実務経験、卒業資格、試験の明確化(規則第3条5項イ～ハ)	23
	・実務経験が問われる人材の雇用形態	1
健康状態の観察期間	・規則第8条第3号における目視による健康状態の観察期間(二日間)について、移動期間が含まれるか否か不明瞭	1
引退動物、個人所有の動物の管理	・引退した動物や業務用でない個人所有の動物と、業務用の動物の管理を分ける規定が必要	1
動物の死体の一時保管場所	・「動物の死体の一時保管場所」の定義の明確化	1
書式(3自治体)	・記載内容の明確化(犬猫安全計画)	1
	・申請者の生年月日の記載(第一種動物取扱業登録申請書(様式第一))	1
	・種類の記載方法についてどこまで詳述するか。	1

II. 大阪府(動物愛護管理センター)が、都道府県、政令市及び中核市(H31 年度中核市(予定)も含む)を対象に実施したアンケート調査『適正な飼養管理の指導に係る判断基準について』に基づく、とりまとめ結果概要

### 1. 調査項目

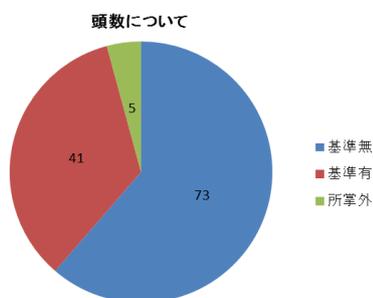
設問 No.	内容
照会 1.	法 25 条に規定する「多数の動物」の多数とは何頭(匹)程度としているか。
照会 2.	法 25 条の各号の判断基準について：法による規制の是非(必要・不要・( ))
①	「動物の飼養又は保管に伴い頻繁に発生する鳴き声その他の音」について、具体的な鳴き声の程度や音の数値基準、その他の判断基準や指導方針等 ・音量(デジベル)による基準 ・連続性による基準 ・頻度による基準 ・その他の基準
②	「動物の飼養又は保管に伴う残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により発生する臭気」について、具体的な数値基準、その他の判断基準や指導方針等 ・臭気(アンモニア臭)による基準 ・その他の基準
③	「動物の飼養施設の敷地外に飛散する動物の毛又は羽毛」について、具体的な数値基準、その他の判断基準や指導方針等
④	「動物の飼養又は保管により発生する多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物」について、多数とはどの程度としているか
照会 3	具体的な対応策があれば、ご教示いただければ幸いです。

### 2. 回答者数：119 自治体

都道府県・政令市・中核市(うち4都市が未回答)。

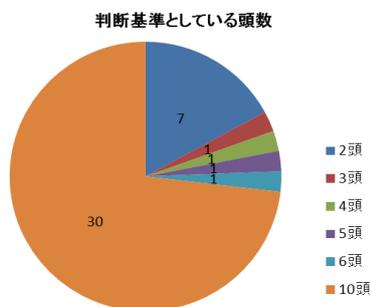
### 3. 調査結果

#### (ア) 頭数についての基準の有無 (n=119)



具体的な頭数の目安について、73 の自治体が基準を設けておらず、基準を設けている自治体は 41 自治体であった。なお、基準を設けていない自治体の場合、ケースバイケースで対応しているという答えが多かった。

#### (イ) 具体的な頭数の目安 (n=41)

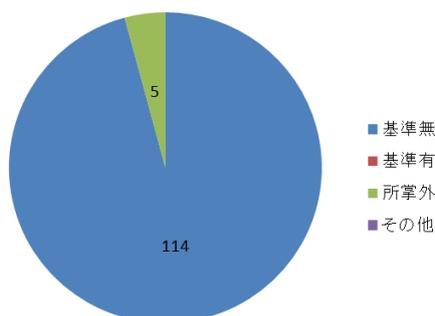


具体的な頭数の目安を挙げた自治体は 41 自治体であったが、「10 頭以上」が 30 自治体、「2 頭」が 7 都市と続く。しかしこれらは目安であり、具体的に頭数を上げていても、ケースバイケースで対応しているという指摘が多かった。

10 頭以上を上げる自治体は、「動物愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行について(平成 25 年 5 月 10 日付 環自総発第 1305101 号)」における第 2 の 9 (2) や「動物愛護法施行規則」第 10 条の五第 2 項における「第二種動物取扱業者の範囲等」、各自治体の条例上の「多頭飼養の届出」等の考え方に基づいて判断しているケースが見られる。

## (ウ) 法規則 12 条各号の判断基準について (n=119)

法規則12条各号の判断基準について



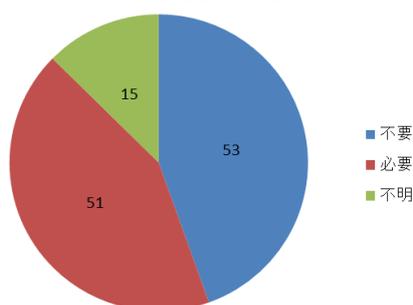
法規則 12 条各号の判断基準（音、臭気）について、当該規則を所掌する自治体のすべて（114 自治体）が、判断基準を設けていないと指摘している。多くがケースバイケースで対応していると答えており、具体的な基準を設けている自治体は無かった。

数値基準ではないが、「職員 3 人による鳴き声の状況確認、2 人以上で指導対応。受忍限度を考慮に入れるため、周辺住民の共通認識を確認するための自治会の申出書等を考慮に入れる」、「周辺住民や自治会等から苦情があり、担当職員（複

数名）で現場を調査し、不適と感じる場合」など、個別に対応するものの、頻度や人数から事象の深刻さを判断しているケースもあった。

## (エ) 音に関する基準の是非について (n=119)

音に関する基準の要否



音に関する基準について、規制を不要と考える自治体が 53 自治体、必要と考える自治体が 51 自治体となっている。

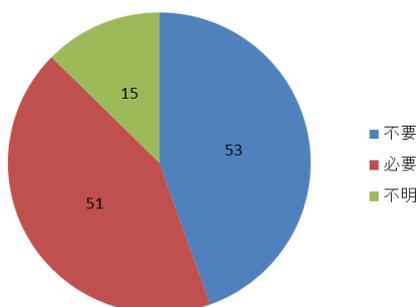
不要と考える理由として、「法による規制が困難」「規制すれば測定する必要が生じるほか、基準値が超過していない時に対応できなくなる」という理由を挙げている自治体が散見される。

一方で、必要という考え方について、「環境基本法に基づく環境基準に係る告示に準ずる判断が考えられる」という意見、

「法制化の必要はないが、指導の目安となる指針の整備を希望」という意見、「必要」と考えながらも「音・臭い等の感覚的事項の数値化は人により感じ方が異なるため、一律に基準を定めるのは困難」という指摘もあった。

## (オ) 臭気に関する基準の要否 (n=119)

臭気に関する基準の要否



臭気に関する基準について、規制を不要と考える自治体が 53 自治体、必要と考える自治体が 51 自治体となっている。

必要という考え方について、「臭気指数規制ガイドライン」に準じた規制を提案する意見があった。しかし、「法制化の必要はないが、指導の目安となる指針の整備を希望」と考える自治体が散見された。